

# 金沢市老人福祉センター指定管理者募集要項

金沢市老人福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

## 1 対象施設の概要

### （1）名称等

ア 金沢市老人福祉センター万寿苑（以下「万寿苑」という。）

所 在 地	金沢市大桑町ヤ1番地4		
開 館	昭和48年7月18日（平成6年大規模改修済）		
施設規模	建物構造	鉄筋コンクリート3階建	
	建物面積	1,599.11 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	3,261.87 m <sup>2</sup>	
施設内容	事務室、浴室（男女）、機能回復室、大広間、娯楽室、和室3、展示室、工芸工房室、多目的室		
併設施設	i 農園		

イ 金沢市老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館（以下「十一屋生きがい交流館」という。）

所 在 地	金沢市十一屋町4番34号		
開 館	平成27年10月1日（平成9年改築）		
施設規模	建物構造	鉄筋コンクリート2階建	
	建物面積	781.57 m <sup>2</sup>	
施設内容	事務室、電気炉室、作業室、ふれあいミニホール、和室、更衣室（男女）、休憩室、研修室、屋上広場		
併設施設	i 公益社団法人金沢市シルバー人材センター作業場 (作業室2、材料室、倉庫、検査室、荷下室) 277.1 m <sup>2</sup> ii 金沢市障害児通園施設ひまわり教室（以下「ひまわり教室」という。） 屋内1階 298.20 m <sup>2</sup> 、敷地内屋外 3.5 m <sup>2</sup> ※物置 iii 公益財団法人金沢健康福祉財団介護認定調査事務所、障害者基幹相談支援センター、障害者認定調査事務所 (作業室2、研修室、女子更衣室) 161.6 m <sup>2</sup> iv 通路（歩道含む）、ロータリー、駐車場、駐車場入口門、緑栽広場		

ウ 金沢市老人福祉センター松寿荘（以下「松寿荘」という。）

所在 地	金沢市金石北3丁目3番33号
開 館	昭和53年4月5日
施設規模	建物構造 鉄筋コンクリート3階建
	建物面積 1,530.91 m <sup>2</sup>
	敷地面積 3,963.22 m <sup>2</sup>
施設内容	食堂、事務室、浴室（男女）、機能回復室、大広間、娯楽室、和室2、図書室、相談室、研修室
併設施設	i 工芸工房棟 木造平屋建 143.01 m <sup>2</sup> ii 農園

エ 金沢市老人福祉センター鶴寿園（以下「鶴寿園」という。）

所在 地	金沢市額谷町又1番地
開 館	昭和59年4月10日
施設規模	建物構造 鉄筋コンクリート2階建
	建物面積 1,658.55 m <sup>2</sup>
	敷地面積 14,891.79 m <sup>2</sup>
施設内容	食堂、事務室、浴室（男女）、機能回復室、大広間、娯楽室、和室2、図書室、相談室、研修室、サンルーム
併設施設	i 工芸工房棟 木造平屋建 197.74 m <sup>2</sup> ii 農園

(2) 開館時間

センター名	開館時間
万寿苑 松寿荘 鶴寿園	午前9時から午後5時まで (入浴時間は、午前10時から午後3時まで)
十一屋生きがい交流館	平日 午前9時から午後9時まで 土日祝 午前9時から午後5時まで

(3) 休館日

ア 下記の表に定める日（敬老の日に当たる日を除く。）

センター名	休 館 日
鶴寿園	第1日曜日の翌日、第2日曜日、第3日曜日の翌日、第4日曜日及び第5日曜日
万寿苑 十一屋生きがい交流館 松寿荘	第1日曜日、第2日曜日の翌日、第3日曜日、第4日曜日の翌日及び第5日曜日

- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 28 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（敬老の日を除く。以下「祝日」という。）並びにその前日及び翌日が祝日である日（祝日でない日に限る。）
- ウ アに掲げる日の翌日（アに掲げる日が祝日に当たる日である場合に限る。）
- エ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

#### （4）利用者 60 歳以上の市民

##### 過去 9 年間の実績

年度	万寿苑	十一屋生きがい 交流館	松寿荘	鶴寿園	合計	備考
平成 28	39,089 人	9,939 人	51,928 人	59,220 人	160,176 人	
平成 29	39,077 人	10,751 人	50,697 人	55,310 人	155,835 人	
平成 30	41,229 人	11,469 人	50,632 人	54,846 人	158,176 人	
令和元	37,322 人	10,007 人	45,763 人	49,723 人	142,815 人	令和 2 年 2 月から新型コロナによる休館等の影響あり
令和 2	21,938 人	3,677 人	19,010 人	24,160 人	68,785 人	
令和 3	19,203 人	5,245 人	17,664 人	22,053 人	64,165 人	
令和 4	27,640 人	8,325 人	32,059 人	32,309 人	100,333 人	
令和 5	20,897 人	8,540 人	26,346 人	27,166 人	82,949 人	R6. 1. 9～能登半島地震により臨時休業（十一屋以外）
令和 6	19,407 人	9,064 人	33,498 人	16,083 人	78,052 人	R6. 6. 8～万寿苑再開 R6. 4. 5～松寿荘再開 R6. 9. 9～鶴寿園再開

## 2 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 金沢市老人福祉センター条例（昭和 44 年条例第 32 号）第 2 条に定める事業の実施に關すること。
- (2) センターを使用できる者の登録に關すること。
- (3) センターの使用の承認及び許可に關すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に關すること。
- (5) その他センターの管理上市長が必要があると認める業務

\* 詳細については、別紙「金沢市老人福祉センター指定管理者の業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

## 3 その他指定管理者が行う業務

センターの使用料の徴収事務（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定公金事務取扱者としての事務）

\* 詳細については、仕様書を参照してください。

#### 4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。）

#### 5 指定管理者の自主事業の取扱い

##### （1）自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事業収入は指定管理者の収入とします。（仕様書 7.（8）参照）

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

\* 詳細については仕様書を参照してください。

##### 【自主事業の想定例】

空きスペースの活用事業、飲食物販、自販機の設置、周辺施設との連携事業 等

##### （2）自主事業剰余金

指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として自主事業剰余金を見込んでいる場合において、当該自主事業剰余金を当該施設の管理運営費に充当することを提案する場合には、収支予算書における収入の欄に「自主事業剰余金」として計上してください。

##### （3）実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際は予め市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料の支払いが必要となります。

#### 6 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、委託料として会計年度ごとに支払います。

#### 7 施設の使用料

センターの使用料については、全額、金沢市の収入（歳入）となります。

#### 8 応募資格及び欠格条項

##### （1）応募資格

① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。

② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

##### （2）グループ応募について

- ① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から、代表団体を定めてください。ただし、代表団体の出資割合又は責任割合は50%以上であることが必要です。
- ③ 構成員の半数以上が金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。
- ④ 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。
- ⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

#### （3）複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

#### （4）グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

#### （5）欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ③ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取り消しの日から2年を経過していないもの
- ④ 税を滞納しているもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの
- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

### 9 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

## 10 募集要項の配布等

### (1) 配布期間

令和7年8月25日（月）から令和7年10月20日（月）まで

（閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

### (2) 募集要項、仕様書、各種様式等のダウンロード

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagisu/somuka/gyomuannai/5\\_1/52\\_1/29204.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagisu/somuka/gyomuannai/5_1/52_1/29204.html)

## 11 提出書類

### (1) 金沢市老人福祉センター指定管理者指定申出書（様式第1号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）及び共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の3）を添付してください。

### (2) 金沢市老人福祉センター指定管理者事業計画書（様式第2号）

### (3) 収支予算書（様式第3号）

記入に当たっては、仕様書に添付された標準管理運営費積算表を参考とし、収支予算書に指定予算額と記載がある場合は、標準管理運営費積算表に示す指定予算額を計上してください。

また、支出額合計及び管理運営費提案額は、標準管理運営費積算表に示す支出額合計及び標準管理運営費を上限とし、これを上回る提案は認められません。

### (4) 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料を添付してください。

### (5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

### (6) 誓約書（様式第5号）

### (7) 申出団体の国税の納税証明書（令和7年8月以降に発行したもの）

### (8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）

### (9) 申出団体の経営状況に関する書類

申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表

（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）

### (10) 職員・従業員等調書（様式第7号）

### (11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）

### (12) 申出団体がISO9001の認証を取得している場合においては、ISO認証取得証明書（写）

### (13) 地域貢献に関する届出（様式第9号）

### (14) 申出団体に災害、その他のボランティア等の活動実績がある場合においては、災害・ボランティア等に関する活動実績確認申請書（様式第10号）又は災害・ボランティア等に関する活動実績証明書（様式第11号）

### (15) その他金沢市が必要であると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(3)及び(13)は共同事業体の名称で提出し、

(4)～(12)、(14)及び(15)は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

## 12 応募者説明会

### (1) 内容

応募方法、応募書類、指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等又はグループは、この説明会に参加していただくことが必要となります。

審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。

参加者は、1法人等について2人以内とします。

説明会の当日は、併せて現場説明会も開催します。

### (2) 日時

令和7年9月12日（金）午前10時から正午まで

### (3) 場所

金沢市老人福祉センター鶴寿園（金沢市額谷町ヌ1番地）

### (4) 参加申込み

応募者説明会参加申込書（別記様式1）を電子メールで提出して参加してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時までとします。

電子メール：fukusei@city.kanazawa.lg.jp

## 13 応募書類の提出

### (1) 提出期間

令和7年9月12日（金）から令和7年10月20日（月）まで

※メールの受付：10月20日（月）午後5時まで

※郵送の受付：10月20日（金）の消印有効

※直接持参の受付：閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで

### (2) 提出先

金沢市福祉健康局福祉政策課（金沢市役所第一本庁舎1階）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL:076-220-2288

電子メール：fukusei@city.kanazawa.lg.jp

### (3) 提出方法

11 提出書類（1）～（15）に記載する書類を以下の方法で提出してください。

①、②のいずれも必要です。

①（1）～（15）の全ての書類を、書類ごとにPDFファイル形式にして電子メールで提出

※メール1通あたり10MBまでファイル添付が可能です。それ以上のファイルを送信される場合、メールを複数に分割いただくか、提出先までお問い合わせください。

なお、送信されたメールに対して提出先から受信を確認した旨を返信しますので、その返信がない場合はお問い合わせください。

- ② (1) ~ (15) のうち (1)、(6)、(8)、(14) の書類の原本を紙（日本産業規格A4サイズ）で各1部提出  
※ただし、(1) のうちグループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）は除く

#### 14 質問等

募集要項、その他募集に関しては、下記により質問を受け付けます。  
質問は、質問書（別記様式2）に記入の上、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。  
質問に対しては、後日、電子メールで回答します。  
質問の期限は、令和7年9月22日（月）午後5時までとします。  
電子メール：fukusei@city.kanazawa.lg.jp

#### 15 指定管理者候補者の選定

##### (1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査（書類審査）及び2次審査（面接審査（プレゼンテーション））の結果を踏まえて指定管理者候補者を選定します。

##### (2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「市民サービスの向上」「地域貢献」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めるることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

##### (3) 2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、令和7年12月22日（月）に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、1月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めるすることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

##### (4) 選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

#### 16 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

#### 17 留意事項

(1) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く。）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

#### 18 問い合わせ先

金沢市福祉健康局福祉政策課（金沢市役所第一本庁舎1階） 担当：鷹尾、新出

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL : 076-220-2288

電子メール: fukusei@city.kanazawa.lg.jp

#### 【スケジュール一覧】

募集要項の配布期間	令和7年8月25日～10月20日
応募者説明会	令和7年9月12日
質問の提出期限	令和7年9月22日
質問に対する回答	令和7年9月29日頃
応募書類の提出期間	令和7年9月12日～10月20日
1次審査(書類審査)	令和7年11月28日
1次審査結果の通知	令和7年12月上旬頃
2次審査(面接審査)	令和7年12月22日
2次審査結果(内定)の通知	令和8年1月中旬頃
指定管理者の指定	令和8年度当初予算を審議する議会の議決後
協定の締結、業務開始	令和8年4月1日